

令和４年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行	修正後	修正理由
114	第２ 避難等の実施区分 １ 屋内退避 <u>上記</u>の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。 （出典：原子力災害対策指針）	第２ 避難等の実施区分 １ 屋内退避 <u>前記</u>の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。 （出典：原子力災害対策指針）	字句修正
114	２ 避難又は一時移転 避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。<u>避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。</u> （略） <u>上記</u>の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。 また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにＵＰＺ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、<u>放射性防護対策</u>を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に	２ 避難又は一時移転 避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。<u>（削除）</u> （略） <u>前記</u>の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。 また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにＵＰＺ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、<u>放射線防護対策</u>を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に	原子力災害対策指針改正に伴う修正 字句修正

令和4年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行	修正後	修正理由																																														
	対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。 (略) (出典：原子力災害対策指針)	対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮しなければならない。 (略) (出典：原子力災害対策指針)																																															
116	第4 避難等の実施 1 屋内退避 (1) 情報伝達の実施 イ (略) (イ) 区本部 c 公用車両等により、住民等に対し屋内退避の勸告又は指示の内容を伝達する。	第4 避難等の実施 1 屋内退避 (2) 情報伝達の実施 イ (略) (ロ) 区本部 c 公用車両等により、住民等に対し屋内退避の指示等の内容を伝達する。	原子力災害対策特別措置法改正に伴う修正																																														
120	別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 (人口等は、令和3年10月1日住民基本台帳による) <table><tr><th>行政区</th><th>地域</th><th>世帯数</th><th>人口(人)</th><th>避難時集合場所の名称</th><th>避難退域時検査場所等</th></tr><tr><td rowspan="2">左京区</td><td>久多</td><td>51</td><td>85</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広河原</td><td>37</td><td>116</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td>46</td><td>73</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	行政区	地域	世帯数	人口(人)	避難時集合場所の名称	避難退域時検査場所等	左京区	久多	51	85	(略)	(略)	広河原	37	116	(略)	(略)	右京区	京北上弓削町上川行政区	46	73	(略)	(略)	別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 (人口等は、令和4年10月1日住民基本台帳による) <table><tr><th>行政区</th><th>地域</th><th>世帯数</th><th>人口(人)</th><th>避難時集合場所の名称</th><th>避難退域時検査場所等</th></tr><tr><td rowspan="2">左京区</td><td>久多</td><td>45</td><td>77</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広河原</td><td>36</td><td>110</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>右京区</td><td>京北上弓削町上川行政区</td><td>45</td><td>71</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (略)	行政区	地域	世帯数	人口(人)	避難時集合場所の名称	避難退域時検査場所等	左京区	久多	45	77	(略)	(略)	広河原	36	110	(略)	(略)	右京区	京北上弓削町上川行政区	45	71	(略)	(略)	時点修正
行政区	地域	世帯数	人口(人)	避難時集合場所の名称	避難退域時検査場所等																																												
左京区	久多	51	85	(略)	(略)																																												
	広河原	37	116	(略)	(略)																																												
右京区	京北上弓削町上川行政区	46	73	(略)	(略)																																												
行政区	地域	世帯数	人口(人)	避難時集合場所の名称	避難退域時検査場所等																																												
左京区	久多	45	77	(略)	(略)																																												
	広河原	36	110	(略)	(略)																																												
右京区	京北上弓削町上川行政区	45	71	(略)	(略)																																												